

異動届出書の記載例

(年税額120,000円の方が9月30日に退職し、
税額の残額を10月分給与から一括徴収し、
10月分(11月10日納期限)で納入する場合)

特別徴収の納入書は
退職者ご本人に渡さない
てください。
(本市に返却していただくか、
破棄をお願いします)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

特別徴収税額の決定通知書に
ある指定番号及び宛名番号を
記入してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和2年10月1日提出 (宛先) 流山市長		〒270-0157 千葉県 流山市平和台1234-5		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
フリガナ ナガレヤマショウテン		特別徴収義務者 指定番号 0 1 2 3 4		※市区町村に 異なり ※右詰め	
氏名又は名称 株式会社 流山商店		宛名番号		5	
代表者の職氏名印 代表取締役 流山 太郎		課係 人事課給与係		この異動届出書について 問い合わせ先を記入して ください。	
個人番号又は法人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		氏名 流山 花子	
				電話 04-0000-0000 (内線 000)	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円		異動の事由 (該当項目に○をしてください)	
フリガナ		(イ) 徴収済額 6月から10月 9月まで 円		1. 退職	
氏名 流山 太郎 (旧姓)		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円		2. 特別徴収継続 一括徴収 (1月以降は必須)	
生年月日 昭和 平成 54年3月21日		120,000		3. 10月分(納期) (11月10日納期分) ※一括徴収の理由「徴収予定」 の欄も記入してください。	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		40,000		3. 普通徴収	
1月1日現在の住所 流山市流山 1-2-3		80,000		9. その他(次のいずれかの理由を必ず選択してください。)	
給与の支払を受けなくなった後の住所 松戸市松戸 4-5-6				普B. 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者) 普C. 給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額96万5千円以下) 普D. 給与の支払が不定期 普E. 事業専従者(個人事業主のみ対象)	

退職者の特別徴収税額を
何月分から何月分まで、
いくら徴収済であるのかを
記入してください。

事業所で使用している任意
の番号等(職員番号等)が
あれば記入してください。

退職者の平成31年1月1日
(賦課期日)現在の住所を
記入してください。

退職時に残りの税額を
給与等から一括徴収
する場合に「○」をして、
その一括徴収した税額
の納入月と納期限を記
入してください。

あてはまる事由に○をして
ください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が令和2年12月31日まで、申出があったため(月日申出)	徴収予定月日	徴収予定額 円	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が令和2年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	10・25	80,000	80,000
異動者印			

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です)	受給者番号	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分 から徴収し、納入します。	※市区町村記入欄
新しい勤務地の住所(居所)又は所在地		氏名		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	□ 特徴→普徴 □ 普徴→特徴 □ 一括徴収 □ 転勤 (年月日転出・入確定) 現年 過年
フリガナ		電話		□ 転勤	
氏名又は名称				□ 会社解散コピー □ 相続人・退職所得コピー □ 新年度分コピー(上・下)	
代表者の職氏名印				納入書 (要・不要)	

転勤した場合や退職後に
引続き再就職先で特別徴
収可能な場合、新しい勤
務先で記入します。

【提出先】〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所 財政部 市民税課

その年度における該当者の有無に
かわらず、過去に本市の指定
番号を取得したことがあればその指
定番号を記入してください。

死亡退職の場合、相続人代
表の氏名・続柄・住所・電話
番号を記入してください。

新しい勤務先において徴収を
開始する月及び月割額を記入し
てください。

いずれかに必ず○をしてください。
なお、その年度で既に本市において
特別徴収を行っている場合は記入
しないでください。